

# 医科点数表第2章第10部手術の 通則の5及び6に掲げる手術件数

## ・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

## ・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

## ・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

## ・区分4に分類される手術の件数

74件

## ・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	0件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	19件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術	4件
急性心筋梗塞に対するもの(再掲)	0件
不安定狭心症に対するもの(再掲)	2件
その他のもの(再掲)	2件
経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	23件
急性心筋梗塞に対するもの(再掲)	3件
不安定狭心症に対するもの(再掲)	2件
その他のもの(再掲)	18件

(令和5年1月～令和5年12月)